

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 道路局長 前川 秀和 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成25年4月1日	公益財団法人日本道路交通情報センター	<p>本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。具体的には、委託業務実施要領の第5(1)に記載された情報について、各地方整備局に配置された職員や各地方整備局との機器接続により収集し、これらの情報を道路利用者に対して、適時適切に提供するものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力及び発信能力を有することが必要であり、例えば、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合には、必要な情報収集を実施し、ラジオ、テレビ、直接電話等を通じて重大な事象が発生している旨の情報提供に努めることが求められる。</p> <p>財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報提供業務の充実強化の必要性を背景に、警察・道路管理者両者において情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された法人である。設立以来、当センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築し、また全国各地に配置している職員は、情報の収集及び電話、ラジオ、テレビ等の複数の媒体を通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。このように、当センターは、収集業務に関して、各地方整備局から情報を随時収集し、他の管理者と比較し確認できる体制を有している唯一の団体である。</p> <p>本業務は災害時においても、業務を遂行することが求められるが、同団体は、電気通信事業法に基づき、災害時優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣からの指定を受けている。</p> <p>以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。</p>	非公表	207,466,000	—	—	公財	国所管	1者	—
平成26年地価調査業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木 基 国土交通省土地・建設産業局 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成25年4月1日	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門3-11-15	<p>企画競争 会計法第29条の3第4項、 予算令第102条の4第3号 本件は、地価公示法の規定に基づき標準地の正常な価格を公示するために行う業務であり、その結果は国民の社会・経済生活に重大な影響を及ぼすことから、標準地の選定、鑑定評価等にあたっては、実施についての基準等を定め全国的な整合を図る必要がある。また、標準地が全国の23,380地点に設定され、鑑定評価業務等に従事する約2,700人の鑑定評価員(以下「評価員」という。)も全国47都道府県に所在していることから、契約の相手方としては、本業務に関する必要な事項を全国の各評価員に効率的かつ正確に周知徹底することが必須であり、地域ごとの事情に応じた全評価員の業務の進行管理等を円滑に行うことができる連絡体制が必要である。</p> <p>このことから、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会1者から企画提案書が提出された。</p> <p>公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会から提出された企画提案書の内容を評価基準に基づき評価を行い、企画競争有識者委員会からの意見聴取を踏まえた上で企画競争実施委員会で審議した結果、分科会活動の運営手法・手順について、分科会の構成変更による分科会運営上の問題についての検討の提案や、地価公示作業に必要な情報の整理・提供について具体的な提案が行われており、担当予定職員の業務経歴等も同種・類似の業務の経験があることから、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を契約の相手方として最適格者であると判断し、特定したものである。</p>	75,600,000	75,211,500	99.5%	—	公社	国所管	1者	—

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
道路交通情報に関する業務委託	稗田 昭人 北海道開発局 北海道札幌市北区北8条西2丁目	平成25年4月1日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	・会計法第29条の3第4項 ・(公財)日本道路交通情報センターは、昭和43年に発生した飛騨川バス転落事故を契機として、道路交通情報提供業務を充実強化する必要性が叫ばれるなかで、警察・道路管理者両者において収集される情報を一元的、かつ、正確、迅速に提供し、もって交通の安全及び円滑化を図るため、道路交通情報提供を目的とする機関として、設立前に閣議に報告されたうえで内閣総理大臣及び建設大臣が認可して設立された法人である。こうした経緯から、当センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを有し、また全国各地に配置している職員も、情報の収集及び電話、ラジオ、テレビ等の複数の媒体を通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。よって、同センターは収集業務に関しては各地方整備局等とはもとより、各都道府県、高速道路会社等からきめ細かな情報を収集できる道路交通情報網を有する唯一の団体であり、また、提供業務についても当該業務に関する機器・人員等の全国組織を有し、広く一般利用者に対し情報を提供することのできる唯一の団体である。さらに昭和45年以降、昨年度まで約40年間にわたり本業務を受託し、長年の経験の中から培った知識、技術により十分な成果をあげているところである。よって会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。	74,394,000	74,394,000	100.0%	—	公財	国所管	1者	—
建設業取引適正化センター設置業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木 基 国土交通省土地・建設産業局 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成25年4月1日	公益財団法人建設業適正取引推進機構 東京都港区赤坂3-21-20	企画競争 会計法第29条の3第4項、 予算令第102条の4第3号 本業務では、建設工事の請負契約に関する相談窓口を設置し、運営させることになるため、「適正化センターの設置及び運営のための業務方針及び着眼点」を特定テーマとする企画競争方式による企画提案書を公募し、審査することとした。 公募の結果、1社から企画提案書の提出があり、提出された企画提案書について、「業務実施体制」、「運営方針」、「特定テーマに対する企画提案」の観点から評価を行った。その結果、財団法人建設業適正取引推進機構の提案は、次の点で本業務を適切に実施できるものと判断される。 ・「業務実施体制」においては、本業務を行うに際し適確な業務経歴を有しており、専任性を保持できること ・「運営方針」においては、十分な業務理解度を有しており、実施手順についても適切であること ・「特定テーマに対する企画提案」においては、本業務の重要箇所を理解しており、説得力や具体性のある提案内容であること 以上のことから、本業務の実施者として公益財団法人建設業適正取引推進機構を選定することとした。	57,444,719	57,225,000	99.6%	—	公財	国所管	1者	—
13号地信号所建物、ケーブル管路用地借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 新城 達郎 神奈川県横浜市中区北仲通5-5-7	平成25年4月1日	公益財団法人日本海事科学振興財団 東京都品川区八湖3番1号	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合	4,093,440	4,093,440	100.0%	—	公財	国所管	1者	—

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	任意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
公的個人認証サービス失効情報の提供	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 藤井 健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成25年4月1日	財団法人自治体衛星通信機構 東京都港区虎ノ門5-12-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 国土交通省所管行政に係る申請・届出等のうち、インターネット等の情報通信技術を利用する方法により提出されたもので、当該申請・届出等に電子署名された情報について、当該申請・届出等を行った者が適正に当該電子署名を行ったことを確認するために、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づき、都道府県知事の委任を受けた指定認証機関が発行した電子署名に係る当該指定認証機関が提供する失効情報をCRL提供方式等により、当該指定認証機関から情報を受けるものである。 本業務に関して、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条に基づき、総務大臣から指定認証機関に指定(平成15年11月14日)され、同法に基づく都道府県知事が行う認証事務を都道府県知事から委任されて行っている指定認証機関が、我が国では、上記機関のみである。従って、同法に基づく署名検証者(本件の場合は、国土交通省)に対する失効情報の提供は、上記機関のみが実施できる。 このため、本業務の契約に際し、平成18年8月25日付財計第2017号「公共調達の適正化について」(財務大臣→国土交通大臣)一(2)①イ「(イ)法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に該当することから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	3,500,000	3,500,000	100.0%	—	特財	国所管	1者	—
平成25年度 地積測量図作成等業務 調査・研究一式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所長 岡村 環 中村河川国道事務所 高知県四万十市右山2033-14	平成25年4月25日	公益社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 高知市越前町2-7-11	会計法第29条の3第4項 各法務局の「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」の定めにより特定される者	5,836,593	5,836,593	100.0%	—	公社	国所管	1者	—
平成25年度 徳島地積測量図作成等業務 その他一式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 竹島 睦 徳島河川国道事務所 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成25年5月9日	公益社団法人徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 徳島市出来島本町2-42-5	会計法第29条の3第4項 各法務局の「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」の定めにより特定される者	9,080,904	9,061,405	99.8%	—	公社	国所管	1者	—
平成25年度 地積測量図作成等業務 その他一式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 土佐国道事務所長 横地 和彦 土佐国道事務所 高知県高知市江陽町2-2	平成25年5月9日	公益社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 高知市越前町2-7-11	会計法第29条の3第4項 各法務局の「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」の定めにより特定される者	2,952,211	2,952,211	100.0%	—	公社	国所管	1者	—

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
国道9号交通安全事業他不動産表示登記申請等業務一式	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 和佐 喜平 兵庫豊岡市幸町10-3	平成25年5月23日	公益社団法人兵庫県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目7番6号	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第4号イ</p> <p>本業務は、過年度において一般競争により上記業者と契約した国道483号北近畿豊岡自動車道事業他不動産表示登記等業務及び河川改修事業不動産表示登記等業務において、公共用地取得に伴う分筆登記等の表示登記を行うために必要となる資料調査や現地調査は完了しているものの、履行期限内に用地売買契約締結にまで至らなかったため履行することができなかった分筆登記等の表示登記申請手続き等を今年度において行うものである。</p> <p>分筆登記等の法定添付情報である地積測量図の作成者は、その図面に表示された土地について実際に調査・測量を行った者である必要がある(昭和61年9月29日民三第7271号民事局長回答)、また、調査・測量と登記申請手続きは一連の業務であり切り離すことはできないとされており、調査・測量、地積測量図の作成及び登記申請手続きは一体不可分の作業である。</p> <p>また、平成23年に法務省における分筆登記等の表示登記時における実地調査に係る指針が改正され、その後管轄法務局ごとに順次、登記官による実地調査が積極的に実施されるようになったが、この実地調査はその土地を調査・測量し、現地の状況に精通した者以外では対応できない。</p> <p>従って、本業務を履行できるのは、過年度において国道483号北近畿豊岡自動車道事業他不動産表示登記等業務及び河川改修事業不動産表示登記等業務を実施した者のみであるため、上記の相手方と随意契約を締結するものである。</p>	12,282	11,970	97.5%	—	公社	国所管	1者	単価契約 調達予定 総額 ¥5,648,494- 最終支出 額は 2,783,233 円である。
平成25年度 地積測量図作成等 その他一式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 松山河川国道事務所長 荒瀬 美和 松山河川国道事務所 愛媛県松山市土居田町797-2	平成25年5月28日	公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 松山市越南江戸1-4-14	<p>会計法第29条の3第4項 各法務局の「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」の定めにより特定される者</p>	2,951,403	2,951,403	100.0%	—	公社	国所管	1者	—
観光地域づくり体制強化促進事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 志村 格 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成25年6月3日	公益財団法人日本交通公社 東京都千代田区大手町2-6-1	<p>本業務では、全国各地における自立的かつ持続的な滞在交流型観光の推進を図るため、観光地域づくりマネージャーに必要な知識やスキルを持続的に蓄積、活用し、その育成手法の確立に向けた取組みを通じて、観光地域づくりの体制強化のための方策を導き出すものである。</p> <p>本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。</p>	29,997,787	29,997,787	100.0%	—	公財	国所管	2者	—
平成25年度 地積測量図作成等 業務 調査・研究一式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大洲河川国道事務所長 清家 基哉 大洲河川国道事務所 愛媛県大洲市中村210	平成25年6月4日	公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 松山市越南江戸1-4-14	<p>会計法第29条の3第4項 各法務局の「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」の定めにより特定される者</p>	1,612,642	1,612,642	100.0%	—	公社	国所管	1者	—

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	任意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
健康・医療・福祉政策と連携したまちづくり指針の検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 川本 正一郎 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成25年6月5日	財団法人都市づくりパブリックデザインセンター 東京都文京区音羽2-2-2	会計法第29条の第3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、医療・福祉政策との連携のもと、上記のような環境整備を進めるため、地方公共団体のまちづくり担当者を念頭におき、健康・医療・福祉のまちづくり指針(案)を策定ものであるが、本業務を行うにあたっては、健康または医療もしくは福祉施策の観点で実施したまちづくり検討業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 (企画競争)	12,810,000	12,778,500	99.8%	2	特財	国所管	2者	—
自転車交通交通施策等の分析、方策検討に関する調査業務	支出負担行為担当官 都市局長 川本 正一郎 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成25年6月5日	社団法人日本交通計画協会 東京都文京区本郷三丁目23番1号	会計法第29条の第3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、自転車を活用したまちづくりを効果的に進める上で、市街地部での自転車利用環境の確保、自転車利用者の目的・特性に応じた駐輪場整備、自転車利用促進を図る施策についての分析、方策検討をおこなうものであるが、本業務を行うにあたっては、自転車駐輪場に関する検討業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 (企画競争)	9,964,500	9,954,000	99.9%	2	特社	国所管	4者	—
都市における中量輸送システムのあり方に関する検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 川本 正一郎 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成25年6月5日	社団法人日本交通計画協会 東京都文京区本郷三丁目23番1号	会計法第29条の第3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、モノレールや新交通、LRT、BRT、バスなどの中量輸送システム等の導入を支援するガイドランスの作成を目的としているが、本業務を行うにあたっては、LRTやBRTなどの中量輸送システム導入について、複数のシステムの比較検討に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 (企画競争)	9,933,000	9,901,500	99.7%	2	特社	国所管	4者	—

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
屋上緑化・壁面緑化の施工実績及び維持管理・更新検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 川本 正一郎 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成25年6月5日	公益財団法人都市緑化機構 理事長 奥水 肇 東京都千代田区外神田2-1-5-2	本業務は、ヒートアイランド現象の緩和や良好な都市景観形成に資するとして注目されている屋上緑化や壁面緑化に関して、施工実績等の傾向を把握するとともに、管理者への実態調査を踏まえて維持管理更新について検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、都市緑化推進のための緑化技術開発や普及啓発、維持管理手法など、屋上緑化・壁面緑化の施工実績の要因分析や維持管理更新について検討する上で幅広い知識を必要とする。また、特殊緑化空間における経年変化状況や生物モニタリング調査を行うため、生物に関する知識も必要となる。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成25年4月25日から5月14日までの間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に関する企画を募集したところ、10者が業務説明書の交付を求め、5月14日までに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった2者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案書が特定された。 その内容は、目的・条件・内容の理解度が高く、評価項目に欠格がなく、評価得点からも履行する能力を有する者である確認ができることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。(企画競争)	8,998,500	8,998,500	100.0%	—	公財	国所管	2者	—
下水道におけるICT活用に関する検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 足立 敏之 国土交通省水管理・国土保全局 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成25年6月7日	公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3番1号 水道町ビル 7階	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務の実施にあたっては、クラウドコンピューティング等ICTの活用による下水道施設管理や改築事業等の効率化及び蓄積データの政策委への反映について、ICT導入に関する留意点やICTを活用することによる下水道事業への効果に関しての専門的な知見に基づく検討が必要不可欠であるため、企画競争による随意契約とすることとした。	8,998,500	8,946,000	99.4%	—	公財	国所管	1者	—
滞在交流型観光に係る受入環境改善事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 志村 格 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成25年6月17日	公益財団法人日本交通公社 東京都千代田区大手町2-6-1	本業務では、滞在交流型観光の受入環境を改善するための具体的手法に関する知識及び経験や、観光地域の関係者との円滑な連携を図るための調整能力が必要不可欠である。 本業務につき、企画競争を実施し内容の評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。	29,997,616	29,997,616	100.0%	—	公財	国所管	2者	—
観光地域における評価に係る検討実施業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 志村 格 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成25年6月20日	公益財団法人日本交通公社 東京都千代田区大手町2-6-1	本業務は、来訪者の滞在を促進し、満足度の向上等を図るために必要とされる評価に係る調査手法等について検討し、試行的実施を通じて、効果的かつ実用的な評価体系を構築することを目的とする。 上記業務を実施するためには、観光地域づくりに関する専門知識と調整能力を有するとともに、地域の現状把握及び地域や来訪者のニーズを的確に収集し業務に反映させる企画力が必要とされる。 本業務につき、企画競争を実施し内容の評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。	39,991,661	39,991,661	100.0%	—	公財	国所管	2者	—

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成25年度半島地域内発的産業創出支援調査業務	支出負担行為担当官 国土政策局長 久保 成人 国土交通省国土政策局 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成25年6月26日	公益財団法人日本交通公社 東京都千代田区大手町2-6-1	本調査は、半島地域で開発される産品・観光サービス等が、半島地域の特性を活かし他地域と十分に差別化されたものとなるよう、新たな消費者ニーズを踏まえた半島地域の地域資源の活用方法について検討を行うとともに、その実施に当たって必要な知見を抽出するために実施するものである。 このため、本業務の実施にあたっては、半島地域の地域資源の活用方法等について検討等のため、半島地域及びその他条件不利地域等の地域振興施策に関する専門的な知見に精通していることが求められる。 上記要件を満たしつつ的確な調査を遂行し得る者を選定すべく企画競争を実施することとし、企画提案書の募集を行ったところ、9社から応募があった。各企画提案書の内容をそれぞれの確性、実現性、独創性、配置予定担当者の経験及び能力、業務の実施体制等の観点から比較検討したところ、公益財団法人日本交通公社からの提案が、本調査の目的としている事項の分析・取組支援等の方法についてよく理解し、的確かつ具体的に示されており、企画競争有識者委員会の審議において意見聴取を経たうえで、企画競争実施委員会において本業務を実施するにあたり最も効果的であると認められた。 このため、同社を契約相手先と特定し、その企画提案をふまえた仕様書を作成し、契約手続きを行うものである。 以上から、本業務については契約の性質及び目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、同社と随意契約するものである。	7,077,000	6,998,250	98.9%	—	公財	国所管	9者	—

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。